免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３８号
静岡県富士市今泉2730番地の３
破産者　佐藤　修明
免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
平成26年８月１日　静岡地方裁判所富士支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０５７号
東京都品川区東大井５丁目23番37号
清算株式会社　ＭＨＨ株式会社
代表清算人　永澤　宣之
１　決定年月日　平成26年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３００９号
大阪市北区西天満３丁目４番４号　イワイビル605号
清算株式会社　株式会社笠屋町不動産
代表清算人　松村　安之
１　決定年月日　平成26年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３００７号
大阪市北区国分寺２丁目２番28号
清算株式会社　株式会社高田生花
１　決定年月日　平成26年７月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１０２号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　株式会社町田農園
代表清算人　碇　　信市
１　決定年月日　平成26年７月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し、各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
この場合において、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２６年（ヒ）第１０４号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　株式会社町田機動
代表清算人　碇　　信市
１　決定年月日　平成26年７月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し、各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
この場合において、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２６年（再）第３５号
東京都台東区浅草橋５丁目25番10号
再生債務者　株式会社三貴
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田駿河台３丁目３番地　お茶の水伊藤ビル３階　川島法律事務所　弁護士　川島　英明
平成26年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２６年（再）第１５号
奈良県大和高田市曽大根１丁目４番７号
再生債務者　松井　　洋
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年10月１日から平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第５号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
再生債務者　湯ノ口和彦
１　決議に付する再生計画案　平成26年７月３日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成26年９月17日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成26年９月３日
平成26年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１１号
東京都品川区南大井６丁目20番８号マルイト大森第２ビル６階
再生債務者　株式会社禅
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第５号
東京都江東区大島３丁目15番14号
再生債務者　秋山恭一郎
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第１号
横浜市港北区新羽町570番地
再生債務者　株式会社ナカアンドカンパニー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項前段に定める事由がある。
平成26年７月30日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１０号
茨城県石岡市若松３丁目４番55号
再生債務者　大川　智久
１　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月14日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月28日から平成26年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係